

令和 8 年

熊野町農業委員会
議事録

第 9 回

熊野町農業委員会

令和8年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和8年8月20日（木）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤	信二
委員	2番	住川	由子
委員	3番	中村	家隆
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	吉野	加代
委員	6番	佛圓	泰文
委員	7番	庄賀	深雪
委員	8番	梶山	憲幸
会長職務代理者	9番	福垣内	信行
会長	10番	近藤	秀樹

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	山田	小百合
委員	世良	次生
委員	稲垣	寿計
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員（2人）

委員	3番	中村	家隆
委員	4番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
課長補佐	面迫	克之
主任主事	末田	絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和8年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 中村委員、4番 橋川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第20号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は城之堀地区の農地で、城之堀〇丁目にある〇〇から〇〇方向約200mに位置する田1筆です。転用目的は譲受人である〇〇氏が、自身が所有する農地へ入るための進入路とするもので、転用面積は53㎡です。〇〇氏が所有する農地とは6ページの集成図をご覧くださいと、今回の申請地に隣接する〇〇番の土地のことです。譲渡人である〇〇氏は申請地での今後の耕作予定がなく、譲受人から転用の申し出があったところ話がまとまり、所有権を移転されることになりました。その他申請書及び添付書類に不備はなく、整地をするのみでほぼ既存の状態のまま活用することと、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れもないと認められることから許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。山田委員、お願いします。
山田委員	事務局と8月6日に現地を確認してきました。申請地は畑をマルチで覆い、しばらく耕作はされていないような状態でした。譲受人が所有する農地周辺を確認しましたが、人が歩ける脇道はありますが機械で入るには困難な環境でした。事務局からの説明にもあったように、畑をならし整地するのみとのことで面積もトラクター1台が通れる程度ですので、譲受人が今後も農業を効率よく続けていくうえで必要最小限な転用計画かと思われます。転用許可をしても問題はないものと思われます。以上です。

議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第２０号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第２０号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、報告第１０号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第２、報告第１０号 説明)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は９月２４日（木）に開催予定です。議案については９月１０日（木）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和８年第９回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____